

2 建企第 266 号  
令和 2 年 7 月 30 日

関係各位

長崎県土木部

### 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防について

標記について、熱中症対策に掛かる経費に関しては、31 建企第 227 号「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」にて運用しておりましたが、当面の間、新型コロナウイルスが終息するまで、運用の一部を変更しましたので、お知らせ致します。

#### 記

変更内容：真夏の定義を「日最高気温が 30 度以上」から「日最高気温が 28 度以上」と読み替える。  
また、「夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30 度以上」についても、「最高気温が 28 度以上」と読み替える。

適用：本通知日以降に発注する工事に適用する。  
なお、発注済みの工事であっても適用可とする。

土木部 建設企画課 技術基準班

TEL：095-894-3025（ダイヤルイン）